

SAICM 国内実施計画の策定について(案)

平成 21 年 6 月
環境保健部環境安全課

1. SAICM 国内実施計画の策定の背景

(1) 必要性

SAICM 国内実施計画（以下、「実施計画」という。）の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。

このため、第 1 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、国内実施計画の策定を決定している。

(2) 主な内容 －環境基本計画における SAICM の位置づけ－

①基本的な考え方

平成 18 年に閣議決定された環境基本計画は SAICM について位置づけをしており、国内実施計画の基本方針として、環境基本計画等の構成を参考にして、化学物質管理全般についての我が国の考え方を記載する（第 6 回連絡会議）。

また、ドバイ宣言及び包括的戦略において各国が取り組むべき行動について、我が国にとって特に喫緊の課題として重要と考えられる項目について絞り込みを行い、これらの絞り込まれた項目について今後の取組を記載する（第 6 回連絡会議）。

②事項

【環境基本計画を参考にした項目の柱】

- ・人の健康及び環境リスクの評価
- ・様々な対策手法を用いた人の健康及び環境リスクの低減対策
- ・化学物質に関連するリスクコミュニケーションの推進
- ・国際的取組等我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援

これらの柱書きの下に、

- ・各項目に関し、化学物質（農薬等を含む。）に係る人の健康の保護（労働者保護も含む。）、環境保全等についての我が国の施策の考え方（環境基本計画等を参考に整理）
- ・各省における実施施策及び今後講じる施策を記載。

cf SAICM 国内実施計画が対象とする範囲

SAICM 包括的方針戦略においては、「化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、SAICM はその化学物質・製品に適用されない。」とされている。

このため、我が国の食品衛生法（残留農薬基準含む）及び薬事法の規制の範囲は対象としない。ただし、製造から消費にいたるまでの間はこれら個別法で人の健康の保護の観点から管理・規制がなされているが、環境への影響や環境中への排出後については管理・規制は環境保全の観点で行うことから、対象範囲とする（毒劇法も同様）。

放射性物質については、原子炉規制法・放射線障害防止法の管理・規制の範囲は対象としない。

【我が国にとって喫緊の課題と今後の展開】

我が国にとって喫緊の課題として考えられる事項の選定クライテリアをまず検討、その上で、課題となる事項を抽出。

クライテリアとしては、例えば以下のような要件が想定される。

- ・2020年目標を達成するため、我が国で化学工業品として製造、輸入、使用されている化学物質のリスクを評価し、また、管理するための主要な施策（例：化審法改正・既存化学物質点検）
- ・ICCM2 等国際的な検討の場において喫緊に取り組むべきとされた課題（例：ナノ、環境保健、情報へのアクセス向上等）
- ・我が国に於いて特に要請のある事項（例：化審法附帯決議、審議会答申）

具体的事項としては、例えば以下のような事項が想定される。2020年までの工程表の形でまとめる。

○ 既存化学物質点検

化審法改正、Japan Challenge 後継プログラム、OECD 等国際的な動きに関する今後の展開、見通し。

○ 新規パラダイム：ナノ材料

ナノ材料の環境安全性確保に関する各省及び国際の動きに関する今後の展開、見通し。

○ 化学物質と保健・環境

エコ・チルドレン調査、内分泌かく乱等に関する今後の施策とその見通し。

○ 情報・知識へのアクセス

PRTR データ、エコ調査、リスク評価結果、MSDS、GHS 等の情報・知識へのアクセ

ス向上に関する今後の施策と見直し。

- (○ 有害化学物質を含む廃棄物管理)
- (○ 製品中に含まれる化学物質管理)

【計画のフォローアップ及び見直し】

計画のフォローアップとして、喫緊の課題についての検討の進捗状況の点検を ICCM の前年を目途に行い、ICCM の作業部会及び ICCM へのインプットに活用する。進捗状況の点検は、関係省庁連絡会議がこれを行う。

計画の見直しについては、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定するものとする。

2. 国内実施計画の決定プロセス等

(1) 策定主体

国内実施計画の策定に当たっては、SAICM に盛り込まれた各種施策についてその実施状況を把握し、また、今後の施策について記載することが必要である。化学物質管理政策全般について広く関係府省の意見交換の場として設置されているものとして、SAICM 関係省庁連絡会議が挙げられる。

このため、当面、現行の各省連絡会議に於いて議論を進めるものとし、もし必要があると判断される場合には、他の検討母体についても柔軟に検討するものとする。

(2) 関係者の意見聴取

① 意見聴取手法

SAICM は政府のみならず、様々な関係者が実施するものであることから、計画策定プロセスにおいて、これら関係者の意見を聴取することも有益とされている。意見聴取を行う手法としては、広くパブリックコメントを行うことや、関係者との意見交換の機会を設けることが考えられる。

② 意見聴取の回数

一般的に計画策定の検討段階での参画を望む声が多いことから、SAICM 関係省庁連絡会議として、基本方針の構想及び計画案に盛り込むべき事項の選定を行った時点と、計画案を作成した時点で、パブリックコメントを行うことにしてはどうか。

関係者との意見交換の機会については、基本方針の構想及び計画案に盛り込むべき事項の選定を行った時点で、行ってはどうか（計画の細かな文言ではなく、大きな流れについて意見交換）。

③ 留意点

なお、これら策定手続（特に公衆の参加の形態及び回数等）については、今後の情勢に応じて柔軟に対応することとする。

3. 当面のスケジュール

6月22日：第7回 SAICM 各省連絡会議

6月末～：対象範囲の施策内容について、材料集め。

(参考1) 環境基本計画における SAICM の記載内容

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開（事象面で分けた重点分野政策プログラム）

第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

3 施策の基本的方向

「(4) 平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM) に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」

4 重点的取組事項

- (1) 各主体に期待される役割
- (2) 科学的な環境リスク評価の推進
- (3) 効果的・効率的なリスク管理の推進
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

「(5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の考え方に照らし、2020年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」

(参考2) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む 30 項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICM を統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(参考3) 包括的方針戦略の「目的」部分の主要事項

- ・ リスク削減：2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質 (PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用
- ・ 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

SAICM 国内実施計画の策定について (案)

1. 趣旨

SAICM は、国際化学物質管理会議（平成 18 年 2 月、ドバイ）において、我が国政府も支持し、採択されたものであり、今後とも、これに沿った化学物質の適正な管理のための施策を推進していくことが必要である。

SAICM においては、各国における実施のための手法として、以下のとおり、国内実施計画の策定が示唆されている。

包括的方針戦略第 22 パラグラフ：「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を促す上で有益である。このため、関係省庁連絡会議において、SAICM 国内実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定することとする。

2. 計画の作成・決定手法

実施計画は、関係省庁連絡会議において決定するものとする。

SAICM においては、化学物質管理への関係者の参加が強く推奨されていることから、その実施計画の策定過程で関係者との意見交換会を開催するとともに、案を公表して国民の意見聴取を行う。

3. SAICM 国内実施計画の内容

実施計画の内容は、おおよそ以下のとおりとする。

(1) 総論

ドバイ宣言及び包括的方針戦略に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針を記述する。

(2) 各論

世界行動計画に掲げられた 273 の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要をとりまとめる。必要に応じ、項目の追加も可とする。

なお、実施計画に記載する具体的な取組は、原則として国の施策・事業等とする。ただし、特に必要と考えられる場合は、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される取組についても記載することとする。

4. 計画の進行管理

関係省庁連絡会議において、毎年、実施計画に基づく取組状況についてとりまとめ、公表することとする。

また、関係省庁連絡会議において、必要に応じ、行動項目の加除修正を含む見直しを適宜行うこととする。

必要に応じ、取組状況について、関係者の意見交換会を開催する。

5. 他計画との関係

実施計画と国の他の計画との関係については、法令等の定めるところによる。